（自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第三条の規定による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式による申請書は、同条の規定による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

（装置型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　この省令の施行の際現に第四条の規定による改正前の装置型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定装置に係る第四条の規定による改正後の装置型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

（共通構造部型式指定規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　この省令の施行の際現に第五条の規定による改正前の共通構造部型式指定規則第七条に規定する指定製作者等である者に対する当該特定共通構造部に係る第五条の規定による改正後の共通構造部型式指定規則第七条の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第八十五号

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条第一項及び第五十八条の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

第一条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十八年国土交通省令第百十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（客室） **第三十二条**　客室には、次に掲げる基準（新幹線鉄道（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道をいう。）の用に供する車両の客室にあっては、第二号に掲げる基準を除く。）に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上（三両以下の車両で組成する列車にあっては、一以上）、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 一～五　（略） ２～６　（略）	（客室） **第三十二条**　客室には、次に掲げる基準に適合する車椅子スペースを一列車ごとに二以上（三両以下の車両で組成する列車にあっては、一以上）、特別車両以外の車両の座席の近傍に設けなければならない。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。 一～五　（略） ２～６　（略）

第二条　移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を次のように改正する。

次の表により、前条の規定による改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、前条の規定による改正後欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、前条の規定による改正後欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で前条の規定による改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	前条の規定による改正後
（車椅子使用者用乗降口の案内） **第二十一条**　鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項又は第二項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。	（車椅子使用者用乗降口の案内） **第二十一条**　鉄道駅の適切な場所において、第三十二条第一項の規定により列車に設けられる車椅子スペースに通ずる第三十一条第三号の基準に適合した旅客用乗降口が停止するプラットホーム上の位置を表示しなければならない。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定していない場合は、この限りでない。